



運営委員会部会報告

司法支援建築会議運営委員会の下にある4部会の活動を報告する。

支援部会

部会長 山本 康弘

支援部会は裁判所からの要請にもとづいて調停委員および鑑定人を選定して運営委員会に推薦するとともに、調停委員および鑑定人をバックアップすることを主な役目としている。このうち最も多い作業は鑑定人の人選であり、平均1週間で1~2名程度の人選にあたっている。鑑定人・調停委員に求められる専門分野も、構造、鉄骨、コンクリートなどの安全性、施工、仕上げ、防水や木造住宅、ALC住宅、さらに契約、騒音、防音などの多方面に及んでいる。このため、支援部会は、設計、構造、木造、環境、および材料施工の方々から構成されている。

4月から現在までに約40件の事件について鑑定人の推薦を行ってきた。これについては各支部の方々のご協力により、裁判所の要請に答えられたことに感謝している。

また支援部会は、調停委員の推薦も行っており、本年度は東京地裁に約40名、大阪地裁には約10名の推薦を行った。特に大阪地裁の推薦にあたっては近畿支部のおもだったの方々にご協力をお願いした。さらに、これら鑑定人・調停委員の選任に当たって中立性、公平性を維持して行くために、その選任基準を策定中である。

支援部会のもうひとつの役割は、鑑定人や調停委員のバックアップであることから、裁判所と協力して「鑑定人、専門調停委員の手引き」を作成中である。また、鑑定や調停にあたっての技術的な参考書となるものとして「建築紛争における技術の現状」の作成を運営委員会をお願いした結果、運営委員会のWGが作成することになった。

以上、本支援部会は鑑定人・調停委員の推薦にあたっては、厳正中立を守れる方で、技術的にも適任の方々をお選びしなければならず、かなり大変な作業であった。しかし、学会員の皆様の温かいご支援とご指導およびアドバイスを御得て、何とか、1年間の任務を全うすることができた。今後も皆様のご協力を御得るとともに、支援部会内でも十分な議論・検討を行いながら、厳正中立な立場と建築学・建築技術を通して建築紛争の条理の通った解決に寄与して行きたいと考えており、会員の皆様のご協力とご指導をお願いする次第である。

調査研究部会

部会長 山口 昭一

調査研究部会の役割は次の、3項目がある。

- ①建築紛争の調査分析
- ②鑑定・調停事例の調査分析

③裁判例の分析

これらの事例の蓄積を通じてその成果を公開し、建築生産において紛争を減らし、秩序のある社会の構築を目指したい。

紛争はややもすると知的エネルギーの膨大な浪費にもつながるのでその軽減は重要である。

当部会は約1年を経過し、前記の目標に向かって模索を重ねてきた。部会は部会委員+オブザーバーとして、運営委員会委員の方々、及び、東京地裁判事の小野洋一氏、国土交通省中央建設工事紛争審査会の山東信氏、国土交通省住宅局の山本義信氏の参加を得ている。

現在、東京地裁よりいただいた最近の資料の分析手法の検討を行っており、一方で学会推薦の調停委員、鑑定人アンケート調査の結果をとりまとめ中で、その一部は近日中に運営委員会に提出する予定である。

また強く期待されている、各種基準に示されている規定値の意味付け（例えば被り厚さ）とそれを外れた時の問題点などについての合意形成についても論議の対象とする予定である。

教育・普及部会

部会長 関沢 勝一

本部会は、司法支援建築会議の成果の公表と登録会員や学会会員への啓発を行うことを主たる目的としている。これまで会報の発行、会員・市民を対象とした講演会・パネルディスカッション、ホームページの運営などを行ってきた。会報は登録会員のみならず広く配布され、司法支援建築会議の活動を公開するために利用されている。講演会・パネルディスカッションは「建築紛争」の現状と課題を広く周知するために開催されており、毎回多数の参加者を数え、本会議への期待と役割の大きさが再認識されている。なお、講演会・パネルディスカッション終了後に得られたアンケートから本会議への要望、今後の活動についての意見をとりまとめ、本会議の活動として実現できるよう、公表・提案をしている。

交流部会

部会長 吉見 吉昭

交流部会の任務は、司法当局との情報交流および他団体との交流を行うことであるが、前者として「建築訴訟研究会」を開催している。2001年4月から行われた5回のうち、裁判官が建築の専門家に対して講演を行った「拡大研究会」以外では、予め裁判官から出された質問に答える形で、建築の専門家が東京地方裁判所に出向いて、民事22部（建築専門部）を中心とした裁判所職員の方々に話をした。以下、順を追って概要を説明する。

第1回（2001年4月）と第2回（6月）では、高木任之日本建築技術者指導センター理事（学会建築法制委員会委員）が、



学会の建築法規用教材などをテキストとして使いながら、建築基準法とそれに関連する事項について解説した。裁判官から出された主な質問は、基準法で言う「安全な構造」の意味、基準法・施行令・告示の中の数値が決められた経緯を示す資料の有無、長寿命建物に関する宣伝の技術的根拠などであった。

第3回(7月)では、高英雄工学院大学教授(学会材料施工委員会委員長)が、建築工事標準仕様書などに基づいて、主としてコンクリートの被り厚さについて解説した。裁判官から出された主な質問は、被り厚さを規定する数値の根拠、所定の値を下回る被り厚さが建物の安全性や耐久性に及ぼす影響、配筋の非破壊試験の信頼性などであった。

第4回(7月)の拡大研究会では、建築会館ホールにおいて、小野洋一東京地裁判事が、戸建て住宅およびマンションの例を中心に、建築訴訟手続きならびに仲裁・斡旋・調停の意義について、また、武宮英子東京地裁判事補が、構造・設備・内装が問題となる事件の種類、建築紛争の発生しやすい瑕疵の事例について説明した。

第5回(9月)では、吉見吉昭東京工業大学名誉教授(学会元基礎構造運営委員会主査)が、地盤と建築基礎について解説した。裁判官からの主な質問は、建築士・施工業者に地盤調査義務はあるか、地下水位の変動による地盤沈下のメカニズム、不同沈下した基礎を補修するより建て替えるほうが安い場合はあるか、などであった。

第6回(2002年1月)および第7回(同年2月)として、仙田満東京工業大学大学院教授が建築設計について自身の体験を通した設計とトラブル等について解説した。第8回(2002年3月)として、山本康弘東京工芸大学教授が指針・仕様書について解説することになっている。

第2回は「建築裁判の現状」と題して、田中信義(東京地方裁判所民事22部総括判事)により、「建築裁判の主要類型とその特徴」、「建築裁判の困難性」、「建築裁判の新たな試み」、「建築裁判の動向」について報告して頂きました。

建築裁判の主要類型としては「請負代金等請求事件」(全体の約7割)、「損害賠償等請求事件」(約2割)、「設計料支払請求事件」となり、請負代金等請求事件の中には、「工事施工業者が施主を被告として提起する場合」、「下請が元請を被告として提起する場合」、損害賠償等請求事件の中には、「施主が設計者、工事施工業者を被告として提起する場合」、「建物の買主が売主を被告として提起する場合」、「隣地等の所有者等が工事施工業者等を被告として提起する場合」の6つの類型に分けることができるとしている。

また、建築裁判の困難性は契約文書の不足、記号と専門用語からなる使用言語の特殊性、内容の技術的専門性、情報量の大量性などの迅速な審理を阻害

する要因に加え、建築裁判の処理に当たる法律家の建築分野への基礎的知見の不足を挙げている。そこで新たな試みとして東京地裁および大阪地裁には集中部体制が設置され、東京地裁では現在65名の建築専門家調停委員によって70%を上回る建築事件の解決に成果を上げている。東京地裁における建築関係事件は、2001年7月現在の未済件数が428件、月平均40件の新件提起がある。

建築紛争は、最も高価な買い物についてのトラブルであつたり、居住空間等の社会的活動の基盤に係わることから、特に迅速な解決が求められており、裁判所としては、今後も中立・公正の立場を堅持する日本建築学会の理解と協力を必要とする」と解説している。

日本建築学会の司法支援

三友エンジニアリング専務取締役 柿崎 正義

日本建築学会の司法支援について、6人の先生方より5回にわたってそれぞれの関係事項と展望について報告して頂きました。全文は日本建築学会の建築雑誌(2001年8月~12月)に掲載済みです。

第1回は「建築裁判をとりまく背景」と題して、大森文彦(弁護士、東洋大学教授)により、「建築界を取り巻く法的环境の変化」、「建築裁判の実情」、「ドイツ・フランスにおける専門家の関与」、「我が国における専門家の関与」、「司法支援建築会議の意義」について報告して頂きました。

建築界の法的环境は建築基準法による1950年の制定、1997年の性能規定化および都市計画法、建築士法、建築業法の改正、住宅の品質確保の促進等に関する法律の制定と民間ベースの民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款、民間連行協定建築設計・監理業務委託契約約款などが結実している。建築裁判は近年増加する傾向にあり、社会的に注目されている。それゆえ、裁判の適正さ、短縮化などからして、建築技術の専門家の関与が強く望まれている。

また、裁判所以外の紛争解決の機関は、建設工事紛争審査会、指定住宅紛争処理機関としての弁護士会、公害審査会が存在するとしている。司法支援建築会議の意義についても、専門的知見の必要性と建築関係の法的問題について積極的な関与が必要であることを解説している。

第3回は「司法支援建築会議—設立主旨と支援会議会員(司协会会员)の仕事」と題して、平山善吉(司法支援建築会議運営委員会委員長・日本大学理工学部教授)により、「日本建築学会の対応」、「司法支援建築会議の設置」、「支援建築会議の機能と組織の概要」、「司法支援建築会議の現状と課題」について報告して頂きました。

司法支援建築会議は1999年7月15日、最高裁判所・東京地方裁判所より「建築紛争などの専門性の高い裁判に対して本学会に協力願えないか」との要請を受けて、2000年6月に設置し、厳正中立的な立場から調停制度や鑑定制度に支援・協力するとともに、建築紛争の調査結果とその成果の公表を通じて会員はもとより、公共の利益に貢献することを解説している。その組織は司法支援建築会議(個人会員と法人会員)および運営委員会には4つの部会が設けられた。

- 支援部会
- 調査研究部会
- 教育・普及部会
- 交流部会

組織の設置から1年6月過ぎ、調停委員及び鑑定人の実務の活躍と共に司法支援建築会議の発展のためにも会員各位のご支援を頂きたいと解説している。

「建築紛争は減らせるか -司法支援建築会議の役割-

日本大学教授 **関澤 勝一**
 日本大学助教授 **桑原 淳司**
 日本大学講師 **宇於崎勝也**

9月18日(火) 13:30~17:00に大会記念行事プログラムとして建築会館ホールにて340名が参加し開催されたPDは、増えつつある建築紛争問題の重要性について理解を深め、日本建築学会「司法支援建築会議」の役割を考えていこうと、広く一般にも公開し討議が行われた。日本建築学会会長の仙田満(東京工業大学教授)より挨拶、続けて主旨説明、基調講演、パネルディスカッションと討論が行われた。司会は大森文彦(東洋大学教授・弁護士)、まとめ役の副司会は教育・普及部会の関澤勝一(日本大学教授)、柿崎正義(三友工インジニヤリング専務取締役)が担当した。

1. 主旨説明：平山善吉(運営委員会委員長・日本大学教授)

建築紛争解決への寄与とともに紛争内容の分析を建築行為にフィードバックし、建築文化の向上をも目指して、司法支援建築会議の果たし得る役割について探っていきたい。

2. 基調講演：田中信義(東京地方裁判所民事22部総括判事)

建築紛争は、高価な買い物である、現に生活や経済活動が営まれている、簡単に建替えができない、請負制度であるなどの特徴があり、瑕疵の見極めが難しく、契約の特殊性も関係し事件処理が困難を極める。学会から推薦された鑑定人(争点の整理や瑕疵の見極め)、調停委員(当事者同士が納得する解決策の模索)の関与により、裁判官に判断材料が与えられ早期解決に結びついている。憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」を建築物によって担保していくために、安全で安心な生活空間を作りだすとともに、建築紛争が起きないように適正な契約を結び、常にわかり易く消費者(施主)に説明していくことが必要となっている。

3. パネルディスカッション

・裁判無用の用論：安岡正人(東京理科大学教授)

学会の指針は技術者がより良い建築を作るために利用するもので、受忍限度などの判決の論拠とはなり得ない。設計者・技術者は施主と相談の上、当該建築に見合った仕様・水準を採用し、正当なものを作っていくことが必要である。

・価値観と信頼関係：内田祥哉(金沢美術工芸大学教授)

図面や仕様書はいくら精密にしても表現しにくいものがあり、逆に信頼関係があれば「指図」1枚で完成できる伝統技術もある。性能の高さと価値の高さを明確に区別して議論する必要がある。

・生産者の論理：山口昭一(東京建築研究所取締役社長) JASS, 学会指針などの推奨値の意味を明確にし、これを満たさない場合どうなるかを示すべきである。また、不備な図面や仕様書で契約が成立するような常識を正すよう努めることが肝要である。

・建築紛争処理の構造：松本光平(明海大学教授)

消費者(施主)が図面や仕様書からできあがるであろう空間を理解することは困難であり、契約は「不完全な合意」といわざるを得ない。言葉を尽くしての説明が誤解をなく

第4回は「司法支援建築会議への期待」と題して、関澤勝一(教育・普及部会長・日本大学理工学部教授)により、「建築紛争の実態と事例分析の公開」、「鑑定人と調停委員の業務の公開」、「建築紛争に関する情報公開」、「出版物の刊行」、「その他の意見と要望」について報告して頂きました。

教育・普及部会ではこれまでに講演会・パネルディスカッションを開催し、その際に寄せられたアンケートの内容をいくつかの項目に整理して会員が学会に期待していることおよび司法支援建築会議がどのように活動しているかをまとめている。

建築紛争の実態では紛争を未然に防ぐ活動、建築紛争の原因と判例を明確にする、過去の事例と司法側の解釈などについて求めていた。またアンケートの回答には日影規制・電磁波障害の判例、施工誤差と瑕疵の境界線、かぶり厚さの調査方法と結果に対する判定方法など建築紛争の情報公開に対する会員の要望の強いことが確認された。出版物については紛争と判例の具体的事例を解明することによって設計・監理・施工等建築活動に生かすと同時に、建築紛争の減少および早期解決に必要な技術指導書として刊行して欲しい要望が指摘された。

また、建築教育の中で司法に関する強化、教育機関の設立によって専門家を育成することが必要であると挙げている。

(詳細は建築雑誌 Vol. 116, No. 1479 / 2001 . 11参照)

第5回は2名の方にお話し、最初は「建築関係訴訟委員会の設立と今後の展望」と題して、林 道晴(最高裁判所事務総局民事局第一課長)により報告して頂きました。

2001年、最高裁判所に「建築関係訴訟委員会」が設けられ、建築関係の専門的な知見からも、妥当で適正な解決を図るための環境整備が必要になり、司法界、建築界および一般有識者の代表である13名の委員(委員長：内田祥哉 金沢美術工芸大学教授)と意見交換をしながら継続的な協力関係を築いて行くことを基本することが確認された、と解説している。例えば、鑑定人・民事調停委員が活動しやすくする環境整備、建築関係訴訟等の事例の集積・分析、建築基準法と瑕疵の関係、建築関係訴訟等における損害額のあり方などについて、また委員会の活動が司法支援建築会議の活動と相まって、建築界と司法界に緊密な協力関係が構築されることを期待しているところであると述べている。

引き続き、「司法支援建築会議の展望」と題して、仙田 満(日本建築学会会長・東京工業大学教授)により、「社会システム」、「名誉」、「出版」、「独立化」、「社会支援」について報告して頂きました。

建築紛争の解決にかかる時間を短縮するために、日本建築学会に「司法支援建築会議」を立ち上げ、裁判所に「建築関係訴訟委員会」を設立して、円滑な司法的建築紛争解決システムをつくり上げた意味は大きいとしている。また司法支援建築会議会員で鑑定人・民事調停委員になりうる人材は、一般学会員よりも十分に名誉的であるという位置づけを検討している。さらに、学会としては建築紛争の内容を分析し、体系的な出版物を計画している。学会は様々な形で社会貢献をしていくことは重要であり、その第一歩が司法支援建築会議で、その他も、建築関連団体のなかで社会貢献の母体として成長して行きたいと、展望を述べられている。

(詳細は建築雑誌 Vol. 116, No. 1480 / 2001 . 12参照)



す重要な手法となろう。

・**根拠と経緯を明確に**：田中信義（前出）

裁判では表示されている数値の根拠が明確であることが望ましい。数値の由来、理由が明記されていれば判断材料として利用しやすくなる。また、消費者に対しては「教育」をするのではなく、わかり易い「情報伝達」が望まれる。

（詳細は『建築雑誌』2002年2月号大会報告を参照）

2001年度大会記念行事司法支援部門PD

アンケート結果

参加者340名

48通回答・回答率14.1%

アンケートの回答を取りまとめ、次のような意見が抽出できた。

日本建築学会や司法支援建築会議の取り組みに対する意見・要望では、PDの継続的な開催や出版物による情報公開に対する意見があげられた。建築関係者（建築業者・建築家・技術者・設計者）は専門用語を用い、素人に判断のつかない設計図書によって建築の説明を行うが、これは十分理解されているとはいいがたく、そこから派生する問題も大きい。これを解消するために、共通言語の確立やわかりやすい説明を義務付けることが重要である。また、これまでの紛争事例や判例・調停の報告をわかりやすく公開し、未然に防ぐ努力をすることも重要である。建築関係者に対する教育とともに、調停委員・鑑定人の支援＝人材育成に関する意見もあげられた。

さらに、出版物に対する要望が非常に強く、特に紛争と判例の具体的事例の公開を望む声が多く見られた。建築技術者による解説を付して原因を明確にし、以降の設計や施工など建築活動全般に活かした

いという要望が強い。瑕疵として指摘が多いコンクリートのかぶり厚さや騒音に対する個別的な解説書を求める声もあげられた。また、建築主（施主・消費者・使用者）にとってわかりやすい、建築に対する基礎的な知識や瑕疵と施工誤差の境界などに対する素人向け解説書・指導書も求められている。

日本建築学会司法支援建築会議 全体会議開催のご案内

第2回講演会開催の機会に併せて標記全体会議を開催し登録会員各位から司法支援建築会議の運営全般について幅広いご意見をいただきたくご案内致します。

また、引き続き懇親会を開催しますので併せてご出席下さるようお願い致します。

「全体会議」

日時：2002年3月26日（火）16：45～17：45

会場：建築学会3階会議室

挨拶：日本建築学会会長・司法支援建築会議会長
仙田 満（東京工業大学教授）

会議活動状況の報告：平山 善吉（日本大学教授）

意見交換：司法支援建築会議の今後の活動について

「懇親会」

日時：2002年3月26日（火）18：00～19：30

会場：建築学会3階会議室

会費：3,000円（会費当日徴収）

第2回講演会「建築紛争の現状と課題」

— 鑑定人・調停委員報告と役割 —

開催のお知らせ

鑑定人・調停委員から鑑定作業や調停活動についての体験実状を報告いただくとともに、裁判所から司法サイドが望む鑑定人・調停委員の役割について報告いただき、建築紛争問題の解決に関しての鑑定作業・調停活動の必要性や役割について考えます。

日時：2002年3月26日（火）13：30～16：30

会場：建築会館ホール（東京都港区芝5-26-20）

司会：関澤 勝一（日本大学教授）

(1) 挨拶：司法支援建築会議運営委員会委員長 平山 善吉（日本大学教授）

(2) 鑑定人として：鑑定人 柿崎 正義（三友エンジニアリング専務取締役）

(3) 調停委員として：松本 光平（明海大学教授）

(4) 裁判所が望む鑑定人・調停委員の役割：

東京地方裁判所判事 田邊 浩典

東京地方裁判所判事補 飯畑 勝之

(5) 質疑・応答

参加費：無料

資料：当日実費頒布

定員：350名（申込先着順）

講演会・全体会議・懇親会の申込み方法

FAXまたはE-mailにて「催し物名称、氏名、勤務先、同住所、電話番号」を明記の上申し込む。

TEL：03-3456-2051 FAX：03-3456-2058

E-mail shiho@aij.or.jp

お知らせ

会議会報はNo. 3から電子メールによる配信およびWebサイトにより公開します。

今後は調停結果、鑑定結果等実務的な内容を掲載予定です。

【編集】

司法支援建築会議運営委員会教育・普及部会

部会長 関澤 勝一

委員 宇於崎勝也 柿崎 正義 桑原 淳司

【表紙デザイン】 桑原 淳司

【発行所】

〒108-8414 東京都港区芝5-26-20

社団法人 日本建築学会 司法支援建築会議

【発行人】 仙田 満

Tel 03-3456-2051 Fax 03-3456-2058

http://www.aij.or.jp/aijhomej.htm

E-mail:shiho@aij.or.jp